平成２７年（フ）第１２８号
長野県東御市本海野1694番地１
債務者　石和　理恵
１　決定年月日時　平成28年１月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大島　　忍
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月13日午前10時35分
５　免責意見申述期間　平成28年４月６日まで
長野地方裁判所上田支部
平成２７年（フ）第１０７５号
名古屋市中村区野田町字又部８番地の２　ライオンズガーデン八田1101号
債務者　吉田　直樹
１　決定年月日時　平成28年１月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　鈴木　恵美
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月20日午前10時20分
５　免責意見申述期間　平成28年４月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２７年（フ）第２２２号
北海道帯広市東１条南21丁目12番地１
債務者　加賀　一之
１　決定年月日時　平成28年１月12日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　武部　雅充
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月14日午前11時
５　免責意見申述期間　平成28年４月７日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係
平成２７年（フ）第８８号
石川県小松市串町東32番地
債務者　川之上　淳
１　決定年月日時　平成28年１月12日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山上　充之
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月14日午前11時
５　免責意見申述期間　平成28年４月７日まで
金沢地方裁判所小松支部
平成２７年（フ）第２０９３号
札幌市白石区平和通６丁目北１番11号
債務者　森　　正章
１　決定年月日時　平成28年１月８日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小川　里美
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月18日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成28年４月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部
平成２７年（フ）第２１７８号
札幌市清田区北野６条１丁目３番22号
債務者　岩倉　昭紀
１　決定年月日時　平成28年１月８日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　青木　康之
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月20日午後１時45分
５　免責意見申述期間　平成28年４月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第９９号
岩手県北上市村崎野14地割５番地19、旧住所岩手県北上市柳原町１丁目６番19号　プチハウス柳原Ｃ－202号
債務者　城坂　真優（旧姓熊沢）
１　決定年月日時　平成28年１月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月９日まで
盛岡地方裁判所花巻支部
平成２７年（フ）第２４７号
長野県塩尻市大字塩尻町1213番地２、住民票上の住所長野県上伊那郡南箕輪村724番地72
債務者　山下　真一
１　決定年月日時　平成28年１月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月９日まで
長野地方裁判所松本支部
平成２７年（フ）第４５号
徳島県美馬市脇町字西赤谷518番地２　ロイヤルハイツ篠原　煌２号205号、前住所徳島市鮎喰町１丁目32番地の１　ハイツ播岡109号室
債務者　藤島さとみ
１　決定年月日時　平成28年１月12日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月９日まで
徳島地方裁判所美馬支部
平成２７年（フ）第１８０６号
名古屋市中川区北江町２丁目15番地　サニーコートＭＴ302号、従前の住所長野県松本市村井町西１丁目26番34号
債務者　畑中　直哉
１　決定年月日時　平成28年１月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２７年（フ）第１８４４号
愛知県瀬戸市中水野町１丁目124番地　サンクレストみずのＣ－103
債務者　星野　敬知
１　決定年月日時　平成28年１月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２７年（フ）第１８４５号
愛知県尾張旭市柏井町弥栄186番地１　アビタシオンＢ－202、従前の住所愛知県尾張旭市三郷町陶栄100番地　ユーハウス三郷602号
債務者　小澤　絢介
１　決定年月日時　平成28年１月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２７年（フ）第１８４６号
愛知県尾張旭市柏井町弥栄186番地１　アビタシオンＢ－202、従前の住所愛知県尾張旭市三郷町陶栄100番地　ユーハウス三郷602号
債務者　小澤加那子
１　決定年月日時　平成28年１月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２７年（フ）第７４６号
神戸市北区緑町６丁目15番７号
債務者　谷岡技建こと　谷岡　　満
１　決定年月日時　平成28年１月７日午後４時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部
平成２７年（フ）第９４７号
神戸市灘区下河原通３丁目４番15号　第２灘マンション402号
債務者　福森　裕仁
１　決定年月日時　平成28年１月７日午後４時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部
平成２７年（フ）第９６０号
神戸市須磨区白川台２丁目37番地の３県住14－569号
債務者　松本　　勉
１　決定年月日時　平成28年１月７日午後４時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部
平成２７年（フ）第９８３号
神戸市灘区神ノ木通４丁目２番21号プラネックス神ノ木301、従前の住所神戸市灘区摩耶海岸通２丁目３番２－407号
債務者　徳田　真二
１　決定年月日時　平成28年１月７日午後４時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部